

相談

地域の皆さんからの
人権に関する相談に応じています。

このような相談に応じています

- いじめ、体罰を受けた
- 暴行・虐待を受けた
- 差別を受けた
- 名誉毀損、プライバシー侵害を受けた
- セクシュアル・ハラスメントを受けた
- インターネット上で誹謗中傷されたなど

様々な相談方法があります

面接

- 常設相談所
(法務局・地方法務局又はその支局)
- 特設相談所
(市町村役場、デパート、社会福祉施設等で随時開設)

電話*

- インターネット人権相談*
- 子どもの人権SOSミニレター*

*裏面をご覧ください。



救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告などを受け、法務局職員と協力して、調査処理に当たります。人権相談から救済手続を開始する場合もあります。

被害者救済の流れ

人権相談・
被害の申告

法務省の
人権擁護機関

調査

侵犯事実の
有無を判断

救済のための
措置

いろいろな措置が
あります。
人権尊重のための
啓発を行うこともあります。

アフターケア
処理結果通知

認定できない場合もあります。



人権擁護委員は こんな活動を しています



啓発

人権の大切さを多くの方々に
知っていただき、また、
考えていただくために、
様々な活動を行っています。

人権の花運動

子どもたちが協力し
て花を育てることを
通じて、「命の大切
さ」や「相手への思
いやり」の心を育む
ことを目的に活動を
しています。



人権教室



いじめなどについて
考える機会を通じて、
相手への「思いやり」
の大切さを伝
えています。



全国中学生人権作文コンテスト

人権問題についての作文を書く
ことを通じて、豊かな人権感覚
を身に付けることを目的に実施
しています。

地元企業や施設での講演

企業や社会福祉施設の人権研修に講師を派遣
して、人権尊重の重要性を伝えています。



街頭啓発・啓発イベント

各地域で様々な啓発活動を行っています。



あなたの街の相談パートナー

人権擁護委員

みんなが
幸せな
明日へ



人権擁護委員って どんな人？

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の方々で、現在、約14,000名の人権擁護委員が全国の各市町村（東京都においては区を含む。）に配置されています。人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持つてもらえるような啓発活動を行っています。

子どもの人権SOSミニレター

電話では相談しにくい、勇気がいるなどといった、子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談です。全国の小・中学生に配布しています。



人権擁護委員は、届いた手紙から子どもたちの想いを読み取って返事を書くなど、子どもたちの心に寄り添い、事案に応じて、子どもたちの声を救済に結び付ける取組を行っています。

人権擁護委員のき章

き章（バッジ）のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



いじめ、差別、虐待、
セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、
名誉毀損・プライバシー侵害など

ひとりで悩まずご相談ください。
秘密は守ります。相談は無料です。



12月4日～10日は人権週間です。
各地域でイベントを開催するなどして、
皆さんに人権尊重の大切さを呼び掛けています。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

